

立川市立中学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画



令和6(2024)年9月

立川市

未来につなぐ部活動改革

学校部活動は、体力や技能の向上等を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。

少子化の進展等に伴い、学校部活動の維持が難しい状況になってきていることを踏まえ、部活動の地域連携を推進しつつ、学校部活動とは別に、学校外の地域の人や、団体、事業者等が中心となっていく新たな地域クラブ活動を整備し、学校部活動から地域クラブ活動へ段階的に移行を進めていく必要があります。

本市における地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義や役割を地域に継承・発展しつつ、生徒達が地域でスポーツ・文化芸術活動に継続的に親しめる環境を構築していくための活動となります。学校教育の中で行ってきた部活動を地域の中でのスポーツ・文化芸術活動に生徒が参加する形に再構築し、生徒と地域が密接に関わる機会を創出することで、地域のスポーツ・文化芸術振興の観点等からも様々な効果が期待できます。

地域クラブ活動では、単に生徒に技術的な指導等を行うものではなく、生徒と様々な世代の地域の方が多様な体験や共にスポーツや文化芸術活動を楽しむなどの豊かな交流等を通じた学びなど、新しい価値が創出されるよう活動環境を整備していくことが必要です。

また、地域クラブで活動した生徒が、卒業後も可能な範囲で活動を継続し、将来的に地域クラブ活動の指導者として、次代の生徒達と共に活動を楽しむなど、地域クラブ活動の担い手として、力を発揮できるしくみづくりも必要です。

地域クラブ活動を通じて、「ひと」と「地域」がつながりを持ち、好循環を生むことで、持続可能なスポーツ・文化芸術活動の整備を図ります。

この取組の主役は子ども達です。子ども達が、地域の中で笑顔にあふれ、スポーツ・文化芸術活動に親しめる環境を、本市は地域全体で支えていきます。

1. 計画の策定にあたって

(1) 国・東京都が示す方向性

これまで中学校の部活動は、生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保する等、大きな役割を担ってきましたが、少子化の進展や、専門性や意思に関わらず、教員が顧問を務めるこれまでの学校部活動の体制を継続することについて、難しい状況になってきていることが指摘されてきました。

令和4（2022）年12月にスポーツ庁・文化庁は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「国ガイドライン」という。）を策定し、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方、新たな地域クラブ活動を整備するための必要な対応を示しました。

これを受け、令和5（2023）年3月に東京都は、「学校部活動の地域連携・地域移行に関する総合的なガイドライン」（以下「東京都ガイドライン」という。）及び「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」（以下「東京都推進計画」という。）を策定し、市区町村においては、東京都推進計画を参考に、部活動の地域連携・地域移行に取り組み、生徒達にとって、魅力あるスポーツ・文化芸術活動を確保するとともに、教員の負担軽減につながる取組を推進することを示しました。

新たな地域クラブ活動とは

地域クラブ活動とは、中学校で行われている学校部活動とは別に、学校外の地域の人や、団体、事業者等が中心となって行う新しい形のクラブ活動です。

国は、公立中学校において、学校部活動の維持が困難になる前に、学校と地域との連携・協働により、新たに地域クラブ活動を整備し、学校部活動から地域クラブ活動へ地域の実情等に応じて、段階的に移行を進めていく方向性を示しています。

既存の地域団体の活動に生徒が参加し、地域の大人と共にスポーツや文化芸術活動を楽しむことも地域クラブ活動とされています。

生徒が地域のスポーツ・文化芸術活動に参加する形に再構築することで、地域のスポーツ・文化芸術振興の観点からも様々な効果が期待されています。

部活動の地域連携・地域移行の取組イメージ

	地域連携	地域移行
事業概要	学校で運営・実施しつつも、部活動指導員・外部指導者等の配置や合同部活動の導入等を実施する。	部活動に代わり、地域の多様な団体が新たな地域クラブ活動として、学校と連携しながら運営・実施する。
運営・実施主体	学校	地域の団体
指導者	関係校の教員 地域の指導者(部活動指導員等)	地域の指導者 (教員の兼職兼業も可)
参加者	関係校の生徒	希望する全ての生徒 ※部活動に参加していない生徒含む
活動場所	拠点校の施設等	学校施設、社会教育施設、 公共のスポーツ・文化施設、民間施設等
費用負担	用具、交通費等の実費	可能な限り低廉な会費 +用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付	各種保険等

(2) 計画策定の目的

本計画は、東京都推進計画等を踏まえ、市立中学校における部活動に関する課題の解決を図り、本市の実態に合った地域連携・地域移行を実現するため、令和7（2025）年度末までの改革推進期間等における本市の取組の方向性を示し、市立中学校の部活動の地域連携・地域移行を推進することを目的とします。

(3) 地域連携・地域移行に向けた推進目標

東京都推進計画が示す推進目標に基づき、令和7（2025）年度末までに、全ての市立中学校で、地域や学校の実態に応じ、休日の部活動から段階的に地域連携・地域移行の取組が行われていることを目指します。

生徒が地域でスポーツ・文化芸術活動に継続的に親しめる環境を構築していくため、部活動の地域連携・地域移行をできるところから着実に進め、地域における持続可能なスポーツ・文化芸術活動環境を整備していきます。

令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度以降 (2026 年度以降)
改革推進期間			進捗状況を検証 更なる展開を検討

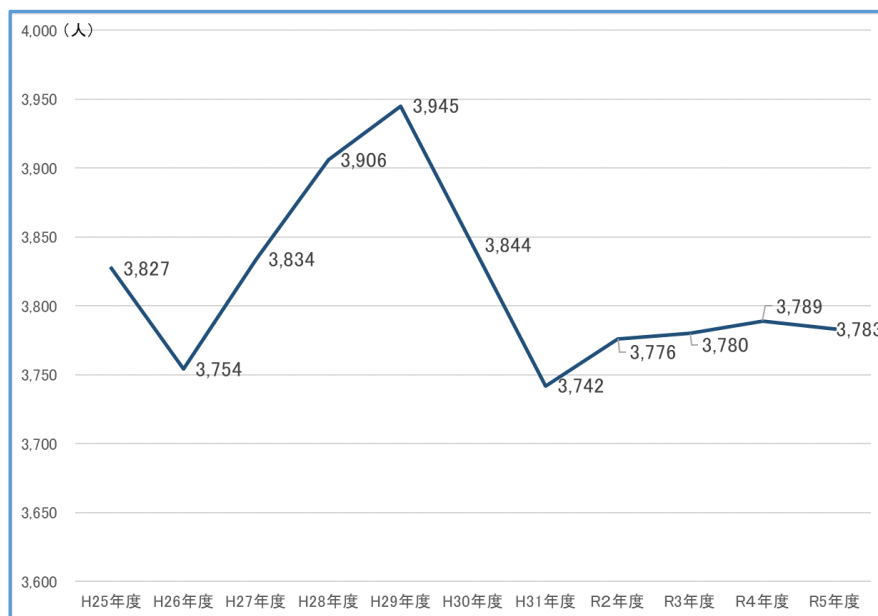
休日の活動から推進

2. 市立中学校における部活動の現状と課題

(1) 中学校数及び生徒数

市立中学校は9校あり、令和5年5月1日現在で、生徒総数は3,783人です。少子化が進展する中、近年、生徒数は、平成29(2017)年の3,945人をピークに緩やかな減少傾向が見られます。

市立中学校生徒数の推移（各年5月1日現在、特別支援学級固定級含む）



(2) 部活動数、部員数及び参加率

令和5(2023)年6月1日現在、市立中学校に設置されている部活動数は、運動部活動で84部、文化部活動で43部、部員数は3,205人、参加率は84.7%となっていますが、近年、部活動数、部員数及び部活動への生徒の参加率に、大きな変動は見られません。

しかし、局所的に見ると、生徒が入りたい部活動が通学する学校にないケースや、小規模校等において、部員数が少ないことで、試合への出場選手数を満たせないなど、学校単位での活動が困難になっている状況が見られ、少子化の影響の兆しが見え始めているとも考えられます。

市立中学校部活動数、部員数、参加率の推移（各年6月1日現在、特別支援学級固定級含む）

年度	部活動数(部)			在籍 生徒数(人)	部員数(人)			参加率
	運動部	文化部	合計		運動部	文化部	合計	
平成31年度	92	45	137	3,742	2,079	1,242	3,321	88.7%
令和2年度	88	45	133	3,775	2,028	1,175	3,203	84.8%
令和3年度	92	44	136	3,778	2,121	1,204	3,325	88.0%
令和4年度	89	43	132	3,791	2,056	1,175	3,231	85.2%
令和5年度	84	43	127	3,784	2,029	1,176	3,205	84.7%

※令和2年度のみ、7月1日現在の状況

市立中学校部活動【運動部】設置状況と部員数（令和５年６月１日現在）

(人)

No.	種別	性別	一中	二中	三中	四中	五中	六中	七中	八中	九中	計
1	陸上競技	男	18	29	30	6	40	15	1	25	31	195
		女	17	14	26	1	21	6		5	12	102
2	バレーボール	男			16							16
		女	25	34	21		31				23	134
3	バスケットボール	男	29	41	28	24	28	21	30	17	23	241
		女	15	21	11	17	17	14	14	18	18	145
4	野球	男	7	20	13	11	15	17	10			93
		女		1			2		1			4
5	ソフトテニス	男	29		31			33	60			153
		女	17		33			18	26	20		114
6	硬式テニス	男	1	44							22	67
		女	1	27	1	13	32				13	87
7	卓球	男	25		19	37	26		25			132
		女	1		15	26	1		25			68
8	柔道	男					1	1				2
		女		1								1
9	剣道	男		1	1	2	5	5			9	23
		女	1	2	1			7	1			12
10	サッカー	男	34	36	14	22	28	8	34	8	21	205
		女						1	27			28
11	バドミントン	男	19			28		11				58
		女	24	3		41	36	13				117
12	水泳	男		2		1						3
		女	1	2		2	4		2		2	13
13	新体操	男										
		女	1	1	1		1	5				9
14	空手	男						3				3
		女										
15	ラグビー	男		4								4
		女										
運動部 計		男	162	177	152	131	143	114	160	50	106	1,195
		女	103	106	109	100	145	64	96	43	68	834
		合計	265	283	261	231	288	178	256	93	174	2,029
		部活動数	12	12	10	9	12	10	8	4	7	84

※運動部 84 部のうち、部活動登録し、学校で練習等行っている部活動は 56 部、部活動登録のみで、学校で活動の実態がない部活動は 28 部ある。

市立中学校部活動【文化部】設置状況と部員数（令和5年6月1日現在）

(人)

No.	種別	性別	一中	二中	三中	四中	五中	六中	七中	八中	九中	計
1	吹奏楽	男	9	6	7	6	19	6	6	4	8	71
		女	28	32	29	21	36	39	16	15	29	245
2	美術	男	6	1	6	2		5	3	3	13	39
		女	23	34	31	27		16	47	12	31	221
3	技術・工作	男	19						33			52
		女	10									10
4	ボランティア	男		10								10
		女		13								13
5	コンピュータ	男						10		3		13
		女						7				7
6	文芸	男					1			2		3
		女					14			2		16
7	英語	男				16	21					37
		女				22	9					31
8	読書	男				17						17
		女				10						10
9	体験	男			6							6
		女			6							6
10	交流	男		11			19					30
		女		6			14					20
11	デッサン	男					8					8
		女					13					13
12	イラスト・工芸	男					29					29
		女					34					34
13	家庭科	男						2				2
		女						11				11
14	サイエンス	男						15				15
		女						14				14
15	手芸	男										
		女							15			15
16	数学	男			21							21
		女			4							4
17	ペン習字	男									26	26
		女									23	23
18	茶道	男							13			13
		女							14			14
19	太鼓	男						12				12
		女						17				17
20	将棋	男								15		15
		女										
21	調理	男								2		2
		女								5		5
22	学修	男		11								11
		女		6								6
23	演劇	男							5			5
		女							4			4
文化部 計		男	34	39	40	41	97	50	60	29	47	437
		女	61	91	70	80	120	104	96	34	83	739
		合計	95	130	110	121	217	154	156	63	130	1,176
		部活動数	3	5	4	4	6	6	6	6	3	43

（３）休日の部活動の実態

「立川市立中学校に係る学校部活動の方針（立川市教育委員会）」では、休日に部活動を行う場合は、土曜日か日曜日のいずれかを休養日とし、１日の活動時間は長くても３時間程度と定めています。文化部活動に関しても、本方針に準じた取扱いを行うことと定めており、本方針に示す休養日及び活動時間に基づき、市立中学校は、休日の部活動を行っています。

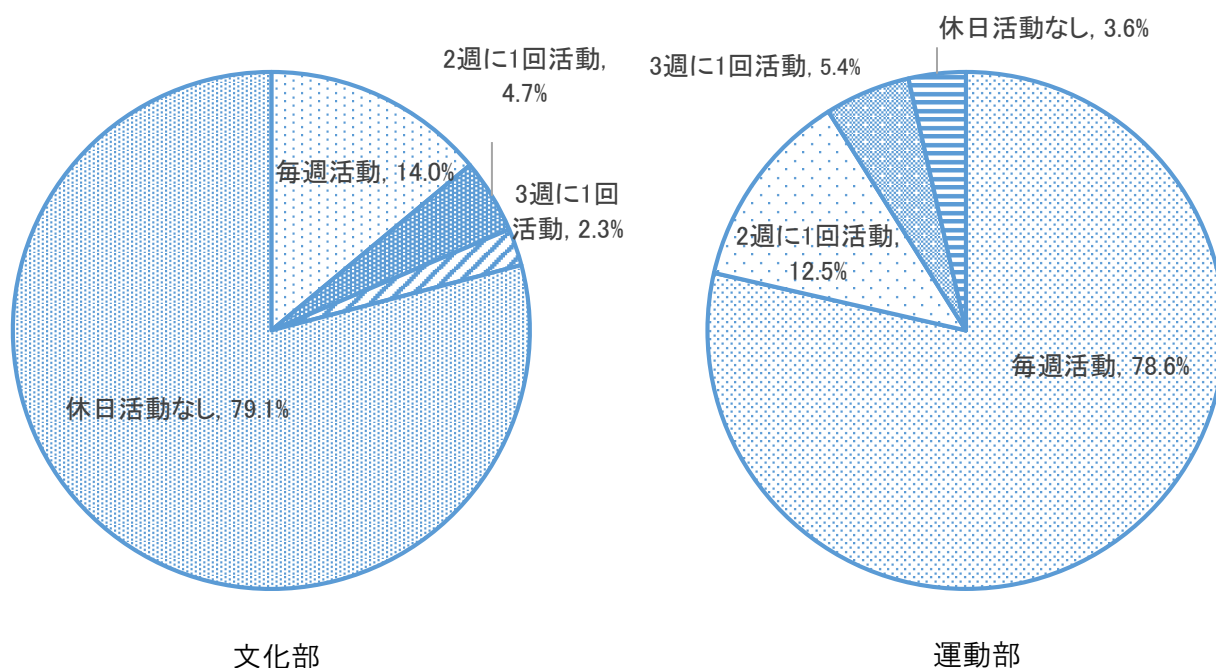
また、令和５（２０２３）年度に市立中学校を対象に実施した部活動の実施状況等調査では、休日に毎週活動している部活動の割合は、運動部で約 79%、文化部で約 14%となっており、文化部で休日に活動を行っている部活動は、吹奏楽部のみとなっています。

なお、部活動の顧問となっている教員が休日等の部活動指導で疲弊しているという声も学校からあげられています。

「立川市立中学校に係る学校部活動の方針（立川市教育委員会）」から抜粋

休養日	１ 学期中は、週当たり２日以上休養日を設ける（平日は少なくとも１日、週休日は少なくとも１日を休養日とし、休養日を確保できなかった場合は、他の日に振り替える） ２ 長期休業中の休養日の設定についても、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動ができるよう、ある程度、長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
活動時間	１日の活動時間は、長くとも学期中の平日では２時間程度、週休日（祝日等を含む）は３時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

休日の部活動の実態（令和５年度）



（４）部活動指導に対する教員の実態

文化部については、吹奏楽や美術など、教員の専門教科と関連した部活動も多く、概ね教員が顧問として専門的な技術指導を行うことができている状況が見られます。

運動部については、令和５（２０２３）年度に市立中学校を対象に実施した部活動の実施状況等調査では、約３０％の運動部において、教員が同じ部活動の経験が全くない・ほとんどないため、顧問として専門的な技術指導を行うことが難しい状況となっています。専門性や意思に関わらず、教員が顧問を務めるこれまでの指導体制の継続が困難な状況が見られます。

（５）部活動の地域連携の状況

本市においては、部活動の技術指導等で、教員に代わって、技術指導や大会等への単独引率を行うことができる部活動指導員や、教員をサポートする部活動外部指導員を学校からの申請に基づき配置しています。令和５（２０２３）年度は、部活動指導員及び部活動外部指導員を全市立中学校に配置しており、部活動指導員は約２７％、部活動外部指導員は約３２％の部活動において技術指導等に携わっています。

本市においては、学校と地域の連携・協働の下、着実に地域連携の取組を進めてきましたが、学校によっては、指導員の配置が必要な部活動に対して、適切な地域人材が見つからないケースや、仕事や家庭の都合等で指導員が辞めてしまうケースも見られます。

部活動指導員及び部活動外部指導員の配置部活動数、配置人数、活動数の推移

年度	部活動数	部活動指導員（会計年度任用職員）				部活動外部指導員（有償ボランティア）			
		配置 部活動数	配置している部 活動の割合	配置人数 （人）	活動時間数 （時間）	配置 部活動数	配置している部 活動の割合	配置人数 （人）	活動日数 （日）
H31年度	137	27	19.7%	35	4,270	48	35.0%	92	3,663
R2年度	133	27	20.3%	39	3,039	40	30.1%	76	2,336
R3年度	136	26	19.1%	45	4,452	45	33.1%	83	3,136
R4年度	132	34	25.8%	62	5,036	49	37.1%	85	3,446
R5年度	127	34	26.8%	65	4,603	41	32.3%	94	3,236

3. 部活動の地域連携・地域移行における基本方針

国・東京都ガイドラインを参考に、本市としての基本的な考え方を示すとともに、中長期的な視点を含めた取組の方向性を基本方針として示します。

（１）地域におけるスポーツ・文化芸術活動環境の整備

① 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術活動環境の整備

学校部活動・地域クラブ活動は、参加を強制されるものではなく、生徒の自主的・自発的な参加が基本となります。放課後や休日の過ごし方は多様化しており、学校部活動以外の活動も増えています。様々な活動があり、その生徒にあった、様々な取組があるということへの周囲の理解も大事になります。

また、技能等の向上や大会等で好成績を収める以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、１つの活動の中で１つの目標だけではなく、生徒の参加の姿勢によって、複数の目標を設定するという視点も大事になっています。生徒の多様なニーズに応えた活動を行うことができる環境の整備を図ります。

② 部活動の地域連携団体、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の確保

部活動の地域連携・地域移行に向けて、地域のスポーツ・文化芸術団体や大学、企業、プロスポーツチーム等の地域団体の中から、学校部活動への指導者の派遣や合同練習、各種教室・講座等を実施する部活動の地域連携団体や、学校での部活動に代わって生徒を受け入れ、新たな地域クラブ活動の場を提供する運営団体・実施主体を地域団体と連携・協働し、確保に努めていきます。

また、地域クラブ活動では、既存の学校部活動にある活動に限らず、地域のスポーツ・文化芸術団体等との連携・協働により、生徒のニーズを踏まえた、新たなスポーツ・文化芸術活動の場の創出を図ります。

③ 地域クラブ活動のあり方

学校部活動は、体力や技能の向上等を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。

地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義や役割を地域に継承・発展しつつ、生徒達が地域でスポーツ・文化芸術活動に継続的に親しめる環境を構築していくための活動となります。

学校教育の中で行ってきた部活動を地域の中でのスポーツ・文化芸術活動に生徒が参加する形に再構築し、生徒と地域が密接に関わる機会を創出することで、地域のスポーツ・文化芸術振興の観点等からも様々な効果が期待できます。

地域クラブ活動では、単に生徒に技術的な指導等を行うものではなく、生徒と様々な世代の地域の方が多様な体験や共にスポーツや文化芸術活動を楽しむなどの豊かな交流等を通じた学びなど、新しい価値が創出されるよう活動環境を整備していく必要があります。

また、地域クラブで活動した生徒が、卒業後も可能な範囲で活動を継続し、将来的に地域クラブ

活動の指導者として、次代の生徒達と共に活動を楽しむなど、地域クラブ活動の担い手として、力を発揮できるしくみづくりも必要です。

地域クラブ活動を通じて、「ひと」と「地域」がつながりを持ち、好循環を生むことで、持続可能なスポーツ・文化芸術活動の整備を図ります。

④ 関係者間の連携体制の整備

地域クラブ活動の実施にあたっては、活動場所の手配や参加者の募集・連絡、活動中の事故やトラブル時の対応等、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が行うことになります。

また、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存する場合、指導者が異なることから、指導方針等に一貫性がなくなることも考えられます。これまで学校管理下で行ってきた部活動を地域団体が運営・管理する地域クラブ活動に移行した際に、様々な運営上の課題が生じることが考えられます。持続可能なスポーツ・文化芸術活動環境を整備していく上で、地域クラブ活動の運営団体・実施主体や学校、市関係部署等が密に連携を図っていくことが大事になります。関係者間の連携体制の整備を図るとともに、各種の連絡・調整を担うコーディネーターの配置、情報共有ツールの活用などを含めて、今後の展開を検討します。

（２）指導者の量の確保及び質の向上

① 指導者の量の確保

学校部活動における部活動指導員・部活動外部指導員や、休日等の地域クラブ活動における指導者を継続的・安定的に確保し、持続可能な活動としていく必要があります。地域団体等との連携により、専門的な技術指導ができる地域人材の把握・発掘に努めるとともに、指導者を学校や地域クラブ活動の運営団体・実施主体とマッチングできる体制の整備を図ります。

② 指導者の質の向上

公認スポーツ指導者資格等の有資格者に限らず、競技等の経験のあるOB・OGや近隣の大学で、スポーツ・文化芸術活動に取り組む学生など、専門性や資質・能力を有する指導者を地域の中で広く確保していくとともに、指導者の養成や資質向上の取組を進めていく必要があります。

学校部活動や地域クラブ活動の指導者は生徒に対して、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメントなどの不適切行為は当然行ってはいけないものであり、生徒の心身の健康管理、事故防止の徹底、過度の練習の防止、適切な休養の設定等にも留意していく必要があります。

市は地域団体と連携し、指導者や地域クラブ活動の運営団体・実施主体等の関係者に対し、研修会等の開催やガイドライン等の情報提供などを行うなど、地域の指導者や生徒、保護者が共通理解の下、ともに安心して活動に参加できる環境を整備していきます。

（３）活動場所の確保

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、活動場所を自身で手配し、確保することになります。

また、部活動の地域連携の一環として展開していく合同部活動や学校と地域連携団体との取組等についても活動場所を確保していく必要があります。

学校施設や市の社会教育施設、スポーツ・文化施設の利用規則や減免規定等の見直しを図るなど、活動場所を確保しやすい環境づくりに努めます。

なお、体育館や音楽室、美術室などの学校施設を使用する際は、地域クラブ活動の参加者が、他の教室等に入ることがないように、学校施設のセキュリティ対策を講じていきます。

（４）地域クラブ活動における会費及び保険のあり方

① 会費の設定

地域クラブ活動に参加するための会費は受益者（保護者）が負担することになります。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、その競技等の特性に合わせて、会費を設定することができますが、保護者の過度な負担とならないよう、活動内容や規模等を調整し、可能な限り低廉な価格設定に努めるとともに、「スポーツ団体ガバナンスコード（一般スポーツ団体向け）」等に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する適切な情報公開を行うこととなります。

なお、経済的な理由で、地域クラブ活動への参加をあきらめる生徒が出ないように、困窮世帯等への支援については、今後、国や東京都の動向等を踏まえ、展開を検討します。

② 保険の加入

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、競技等の特性やこれまでの活動状況、怪我・事故等の発生状況等を踏まえ、適切な補償内容・保険料である保険を選定するとともに、指導者や参加する生徒等に対し、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を義務付けるなど、怪我や事故が生じても、適切な補償が受けられるようにしておく必要があります。地域クラブ活動の運営団体・実施主体に対し、ガイドライン等で周知します。

（５）部活動指導に対する教員の関わり方

① 教員の負担軽減、大会等のあり方

休日の部活動から段階的に必ずしも教員が部活動指導に携わらなくても活動できる体制の構築に向けて、検討を進めます。

また、中学校等の生徒を対象とする大会等の主催者は、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域クラブ活動や複数校の合同チームの会員等も参加できるよう、大会等の在り方の見直しを図ることとされ、令和５年度からは、東京都中学校体育連盟においても、地域クラブ活動に所属する中学生の参加を認めるなど、大会等の在り方が見直しされています。

持続可能な大会運営の実現に向けて、大会等の主催者は、教員の引率や運営補助に係る体制等についても、見直しを図ることとされています。今後、参加する大会の選択や参加方法、教員の引率など、大会等のあり方の見直しがあった際は、適切な対応を図っていきます。

② 地域クラブ活動での指導

部活動が地域クラブ活動へ移行した際も、地域クラブ活動での指導を希望する教員が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、国が示す手引き等を参考に規定や運用の改善を行っていきます。

また、教育委員会等が兼職兼業を許可する際は、教員本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強えられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務の影響の有無、教員の健康への配慮など、学校運営に支障がないことについて、校長の事前確認等も含め、検討し、許可します。

4. 改革推進期間における主な取組

地域の中で生徒達が、スポーツ・文化芸術活動に継続的に親しめる環境を整備していく大きな変革期において、生徒や保護者、教員、地域団体が共通理解の下、連携・協働により、できることから、着実に進めていく視点が大切になります。

改革推進期間においては、まずは既存の学校部活動において、休日に活動しているスポーツ競技や吹奏楽等の文化芸術活動を中心に、関係する地域団体の実態や意向等を把握した上で、部活動の地域連携に係る取組の拡充や地域クラブ活動への移行を見据えた新たな取組等をできることから着実に進め、地域における持続可能なスポーツ・文化芸術活動環境を整備していきます。

（１）部活動の地域連携・地域移行に関する検討委員会の開催

学校や保護者、学識経験者、市内スポーツ、文化芸術関係団体、庁内関係部署等、関係者で構成される「立川市立中学校部活動の地域連携及び地域移行に関する検討委員会」を設置し、東京都推進計画等を参考に本市における取組の方向性等について検討します。

また、改革推進期間におけるトライアル事業の検討及び創出を行うとともに、事業の効果検証等を通じて、中長期視点での地域連携・地域移行のあり方等について検討していきます。

【関連する基本方針（１）～（５）】

（２）情報発信

児童・生徒や保護者、教員、地域団体等に対し、本市の取組の方向性や取組の進捗状況等について、ホームページや広報誌、リーフレットの配布、各種の説明会等を通じて、情報発信していきます。

また、学校等において、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにします。

【関連する基本方針（１）～（５）】

（３）各種調査

児童・生徒や保護者、教員、地域団体等に対し、部活動の地域連携・地域移行に係るアンケート調査等を実施し、実態や意向等の把握に努めるとともに、今後の各種取組の展開にあたっての参考とします。

【関連する基本方針（１）～（５）】

（４）人材バンク及び研修体制等の整備

地域団体との連携により、専門的な技術指導ができる地域人材の把握・発掘に努め、必要な指導者を学校や地域クラブ活動の運営団体・実施主体に紹介できる人材バンクの整備を図ります。

また、専門的な技術指導ができる地域人材が部活動や地域クラブ活動で指導を行う際は、生徒に対する暴言・暴力や行き過ぎた指導、ハラスメント防止の徹底や、生徒の心身の健康管理、事故防止等の徹底、過度の練習の防止、適切な休養の設定など、主に教育的な観点からの留意事項等について、周知・徹底していきます。

地域団体との連携により、研修会の開催や国・東京都、中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した部活動用指導手引き等の情報提供など、研修体制等の整備を図ります。

【関連する基本方針（２）】

（５）地域連携・地域移行に向けたトライアル事業の実施

① 合同部活動

隣接する学校間や複数の中学校の生徒が参加する合同部活動を実施します。生徒数の減少等に伴い人数が足りず単独でチームを組むことが難しい部活動や、顧問が専門的な技術指導を行うことが難しい部活動等を中心にモデル校を選定し、まずは休日の部活動から、地域や学校の実態に応じて、段階的に実施します。

なお、実施する部活動は、関係校間での情報共有等、連携を密に行うことを前提に、関係校間で顧問の配置調整を行うことができるようにするなど、教員の負担軽減の観点を含めて実施方法の検討及び検証を進めていきます。

② 地域団体との連携・協働

学校部活動への指導者の派遣や合同練習、各種教室・講座等を実施する部活動の地域連携団体を確保し、顧問が専門的な技術指導を行うことが難しい部活動や適切な地域人材が見つからず、部活動指導員を配置することが難しい部活動を中心にモデル校を選定し、休日の部活動から、地域や学校の実態に応じて、段階的に実施します。

なお、実施する部活動は、学校と地域連携団体が情報共有等、連携を密に行うことを前提に、顧問が休日の部活動指導に携わらなくても活動ができるようにするなど、教員の負担軽減の観点を含めて実施方法の検討及び検証を進めていきます。

【関連する基本方針（１）（２）（３）（５）】

改革推進期間における主な取組のスケジュール（予定）

取 組	令和6年度	令和7年度
地域連携・地域移行に関する検討委員会	トライアル事業の検討、取組状況の点検・見直し等	
情報発信	HP・広報誌等での周知、リフレットの配布、説明会の開催等	
各種調査	アンケート調査等の実施	
人材バンク・研修体制の整備	地域団体との協議・調整、人材バンクの整備、研修体制の整備	
トライアル事業【合同部活動】	モデル校選定、実施方法調整、効果検証等	
トライアル事業【地域団体との連携・協働（中央大学）】	モデル校選定、効果検証等	
トライアル事業【地域団体との連携・協働】	地域団体との協議・調整、モデル校選定、実施方法検討、効果検証等	

※令和6年度以降のスケジュールの詳細は、今後の検討委員会等、関係者間の協議状況等に応じて、適宜更新します。

5. 本推進計画の見直しについて

本推進計画については、東京都推進計画の改訂があった際や各種の取組状況等を踏まえつつ、適宜内容の見直し・改訂を行います。

立川市立中学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画

令和6年9月初版

令和6（2024）年9月

立川市 教育委員会事務局 教育部 指導課 指導係

〒190-8666 東京都立川市泉町 1156 番地の9

電話 042（523）2111（代表）